

## 伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に寄与することを目的として、省エネ住宅を導入した者に対し、予算の範囲内において伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ住宅 戸建住宅であつて、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又は断熱窓改修を実施した住宅をいう。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 外皮の断熱性能の向上、設備の省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量（家電分等）を除く。）の収支がゼロになることを目指した住宅をいう。
- (3) 断熱窓改修住宅 既存住宅の外気に接する窓を、国の補助金の補助対象製品として登録されている窓、ガラス及び断熱材を用いて次に掲げるいずれかの方法により、改修した住宅をいう。
  - ア 既存サッシの内側に新しくサッシを設置する方法
  - イ 既存サッシを取り除き、新しいサッシに更新する方法
  - ウ 既存サッシを利用して、ガラスを新しく交換する方法
- (4) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、前条に定める省エネ住宅の所有者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住民登録を有する者
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「当該年度という。」）の前年度の2月16日から当該年度の2月15日までの間に市内にネット・ゼロ・エネルギーハウスを新築し、若しくは購入し、又は省エネ住宅に改築した者。ただし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスにあつては、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていないものを除く。
- (3) 国又は神奈川県から前号の省エネ住宅の導入について、補助金の交付決定

を受けた者。ただし、国又は神奈川県補助金を、補助金対象建築物の建築工事請負契約により請け負った者等の補助金対象建築物の申請日現在の登記名義人以外の者が補助金の交付決定を受けた場合は、この限りでない。

- (4) 断熱窓改修住宅を導入した者にあつては、居室部分の窓の改修を行った者
- 2 補助金の交付は、同一の者又は同一の住宅につき、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又は断熱窓改修住宅のいずれか一方のみを対象とし、申請は1回限りとする。この場合において、補助金の交付決定を受けた後は、補助上限額に達しない場合であっても、再度の申請を行うことはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じて算定した額の合計額とし、1世帯当たり100,000円を上限とする。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの場合 100,000円
- (2) 断熱窓改修住宅の場合 改修に要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から、国及び他の地方公共団体から交付を受ける補助金を控除した額又は100,000円のいずれか低い金額

(申請の受付期間)

第5条 補助金の交付の申請の受付期間は、当該年度の3月15日までとする。ただし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 国又は神奈川県から補助金の交付を受けたことを証する交付決定通知書の写し
- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの場合にあつては、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの認証を受けたもの）の写し
- (4) 建物の登記事項証明書又はその写し
- (5) 家全体の外観が確認できるカラー写真
- (6) 断熱窓改修住宅の場合にあつては、次に掲げる書類
- ア 支払の事実が確認できる書類の写し
- イ 支払の内訳が分かる書類
- ウ 平面図

エ 改修箇所の着工前後のカラー写真

オ 設置した窓の性能証明書

カ 窓の断熱改修以外の工事が補助対象に含まれている場合、窓の断熱改修に係る補助金額等が分かる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付請求書（第3号様式）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(協力)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長から当該住宅のエネルギー使用状況の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

附 則（令和8年3月31日告示第75号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(伊勢原市・ネット・ゼロ・エネルギーハウス補助金交付要綱の廃止)

2 伊勢原市・ネット・ゼロ・エネルギーハウス補助金交付要綱（令和5年伊勢原市告示第54号）は、廃止する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）伊勢原市長 殿

住 所

郵便番号

フリガナ

氏 名

電話番号

メールアドレス

伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金の交付を受けたいので、交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 交付対象 ☐ ZEH ☐ 断熱窓改修 ※どちらか1つにチェック

2 交付申請額 円

3 交付申請額の計算（断熱窓改修のみ記載）

①事業費（商品代金、工事費）（税抜き） ②国等補助金額

円

円

③補助対象経費（①－②）

円

④補助額

円

※1,000円未満切り捨て

4 手続代行者名（本人が手続をする場合には、記載なし）

【会社名】

【電話番号】

【担当者】

【メールアドレス】

## 5 添付書類

|       |                                                                                           |        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 共通    |                                                                                           | < 確認 > |
| (1)   | 申請者の本人確認書類の写し                                                                             |        |
| (2)   | 国又は県から補助金交付を受けたことを証する書類                                                                   |        |
| (3)   | 建物の登記事項証明書又はその写し                                                                          |        |
| (4)   | 家屋全体の外観が確認できるカラー写真                                                                        |        |
| (5)   | その他市長が必要と認める書類                                                                            |        |
| ZEH   |                                                                                           | < 確認 > |
| (1)   | 建築物省エネルギー性能表示制度(B E L S)評価書(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの<br>認証を受けたもの)の写し及びB E L S評価書に基づく施工証明書(第2号様式) |        |
| 断熱窓改修 |                                                                                           | < 確認 > |
| (1)   | 支払の事実が確認できる書類の写し                                                                          |        |
| (2)   | 支払の内訳が分かる書類                                                                               |        |
| (3)   | 平面図                                                                                       |        |
| (4)   | 改修箇所の着工前後のカラー写真                                                                           |        |
| (5)   | 設置した窓の性能証明書                                                                               |        |
| (6)   | 窓の断熱改修以外の工事が補助対象に含まれている場合、窓の断熱改修に係る補助金額等が<br>分かる書類                                        |        |

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付（不交付）決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金については、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交 付 金 額 100,000円

※不交付の場合

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

発行責任者：

担 当 者：

連 絡 先：

交付決定のありました伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付請求額 千円

2 添付書類

伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金交付決定通知書の写し

3 振込先

|       |             |   |    |          |  |  |  |  |              |  |
|-------|-------------|---|----|----------|--|--|--|--|--------------|--|
| 金融機関名 | 銀行・金庫<br>組合 |   |    |          |  |  |  |  | 支店・支所<br>出張所 |  |
| 預金種別  | 普通          | ・ | 当座 | 口座<br>番号 |  |  |  |  |              |  |
| フリガナ  |             |   |    |          |  |  |  |  |              |  |
| 名義人   |             |   |    |          |  |  |  |  |              |  |

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。